

# 特許庁の大学関連施策の現状と今後

特許審査第三部高分子 柴田 昌弘

## 抄録

平成10年のTLO法施行以後、政府の支援施策の効果もあり、日本の産学連携は、大学教員の個人的な活動から大学の組織的な活動へと発展してきました。その過程において、特許庁も、大学における知財管理体制構築のために専門家を派遣する、大学が利用しやすい形で特許情報を提供するなど、様々な施策を展開してきています。

本稿では、これまで特許庁が行ってきた大学支援施策の一部を紹介するとともに、産業構造審議会知的財産政策部会で示された今後の施策の方向性についても触れさせていただきます。

## 1. はじめに

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様とご家族の方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様にも深くお悔やみを申し上げます。

平成21年の10月から平成23年3月までの一年半、特許庁総務部企画調査課に併任し、大学の知的財産活動の支援を担当させていただきました。この度、特技懇誌において産学連携の特集が組まれるとのことで、編集委員の方から執筆のお話を頂きましたので、大変僥越ではありますが、特許庁の大学支援施策についてこれまでの取組と今後の方向性を紹介させていただきます。

なお、本稿に記載した内容は筆者個人の見解であり、特許庁若しくは企画調査課としての見解ではありません。

## 2. 産学連携の経緯

平成10年の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（いわゆる、TLO法）の施行により、大学における研究成果を知的財産権として保護・活用する取組は、研究者の個人的な活動に依存する時代からTLOによる組織的な活動の時代へと変わりました。さらに、平成16年の国立大学の法人化を契機として大学発の知的財産の帰属が原則機関帰属になったことにより、大学自らが知的財産権の取得・活用を行う時代を迎えました。詳細は他稿にお任せしますが、これらの活動

に対する文部科学省や経済産業省などの関係省庁の支援もあり、大学の知財管理・活用体制はある程度整備され、出願件数も一定のレベルに達してきています（図1）。

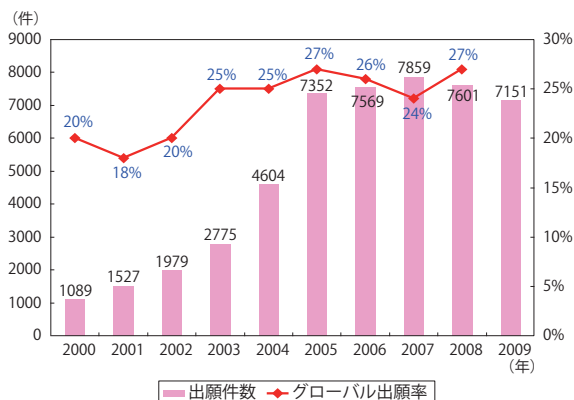


図1：大学・承認TLOからの特許出願件数及びグローバル出願率の推移

## 3. 特許庁の大学支援施策

特許庁においても、大学の知財管理体制の立ち上げや、発明の創出、権利化、活用の各段階における活動に対して様々な支援を行ってきました。紙面の関係もありますので、ここではその一部を紹介させていただきます。

### (1) 知財管理体制の構築支援

知的財産管理体制が未整備又は構築途上である大学を対

象に、知的財産管理体制の構築を支援するため、知的財産の専門人材を大学にアドバイザーとして派遣する大学知的財産アドバイザー派遣事業を平成14年に開始しました。同事業は、平成19年1月にINPITに移管され、これまでの派遣実績は、延べ60大学にのぼります(図2)。

文部科学省が「大学知的財産本部整備事業」を開始したのが平成15年ですから、特許庁が文科省に先駆けて大学の知財活動に対する支援を開始していたこととなります。この事業では、専門人材の派遣による個別大学の支援にとどまらず、派遣により得られた知見やノウハウを「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」としてまとめ、公表しています<sup>1)</sup>。

## (2) 特許情報の活用支援

大学等における研究開発において特許情報の活用を促進するために、固定公報アドレスサービスや論文情報と特許情報の統合検索システムの提供などの支援を行っています。

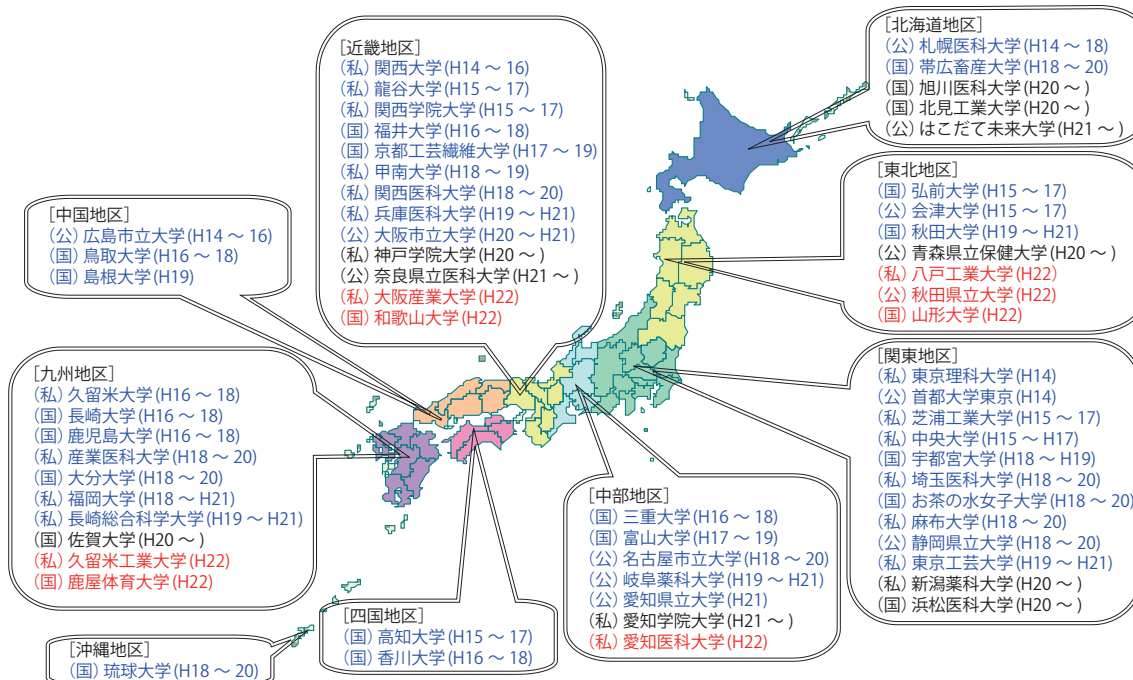
2007年1月に開始した固定公報アドレスサービスでは、大学等の利用者が特許公報番号を指定することで、IPDLに蓄積されている公報文献単位のPDFファイルを直接参照

できます。個別の公報に対応するURLを参照するだけで容易に文献にアクセスできるので、例えば、各大学の発明情報(特許出願リスト)をHPで発信する際に公報固定URLを貼り付ける、大学知的財産本部から関連する特許情報を発明者(研究者)に対して提供する際にメールに公報固定URLを記載する、などの活用方法が提案されています。

また、科学技術文献情報と特許情報を効率的に取得し、大学等の研究活動における有効利用を推進するため、内閣官房知的財産戦略推進事務局、内閣府、文部科学省、特許庁、独立行政法人科学技術振興機構と工業所有権情報・研修館(INPIT)が連携して、特許・文献統合データベース(JSTPatM)を開発し、2007年3月からサービス運用を開始しています。

## (3) 出願・審査における支援

大学やTLO等の特許出願は、これらの機関が扱う研究成果の活用が産業上重要であることから、審査請求料及び特許料が1/2軽減されています(表1、表2)。これまでも、大学や高等専門学校が研究者がした職務発明に限定されていた軽減の対象を、教職員の職務発明であることを条件に



赤字は、平成22年度、新規に大学知的財産アドバイザーを派遣した大学(8大学)  
 黒字は、平成22年度以前から大学知的財産アドバイザー派遣継続中の大学(10大学)  
 青字は、平成21年度までに大学知的財産アドバイザー派遣終了の大学(42大学)

図2：大学知的財産アドバイザー派遣大学(累計60大学)

1) <http://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/manual/manuallist.html>

表1：大学等に対する特許料等減免実績  
(産業技術力強化法第17条関係)

支援内容	2009年度の支援実績等(累計)
大学及び大学教員に対する 特許料・審査請求料の軽減	特許料の軽減 155件(632件)
	審査請求料の軽減 1,164件(3,009件)

表2：承認TLOに対する特許料等減免実績  
(産業活力再生特別措置法第56条、第57条関係)

支援内容	2009年度の支援実績等(累計)
承認TLOに対する 特許料・審査請求料の軽減	特許料の軽減 180件(977件)
	審査請求料の軽減 328件(3,362件)



図3：大学・承認TLOによる早期審査制度の利用実績

大学院生や学生が参加した発明にまで拡大するなどの改正を行ってきており、今後も産業界を取り巻く状況の変化等に応じて必要な改正がなされていくものと思われます。このほか、大学やTLO等の特許出願は、早期審査(2000年7月以降)や出張面接審査(1996年度以降)の対象となっています(図3)。

大学は重要な研究機関であるとともに教育機関でもあることから、大学院生や学生に対して研究成果の発表の場を提供することが必要になる場合があります。TLO法の施行や国立大学の法人化などの社会情勢の変化も踏まえ、「特許庁長官が指定する学術団体」の指定基準が改正され、2001年12月から特許庁長官が指定する学術団体に大学も指定できるようになりました。これにより、指定を受けた大学等が開催する研究集会における研究発表(例えば、大学主催の博士論文発表会での発表)の内容についても、新規性喪失の例外が認められることとなりました。2010年3月末時点での指定状況は、大学189機関、高等専門学校55機関、学会等684機関などとなっております。

#### 4. 今後の展開

このように、大学等の研究成果を産業界においてより一層活用していくために、特許庁はこれまで大学等の知的財産活動に対して様々な支援を行っており、今後も必要な見直しを加えながら支援を継続していくことが重要であります。平成22年5月12日に開催された第14回産業構造審議会知的財産政策部会において、今後の取組について大きく2つの方向性が示されました。

一つは、知的財産活動に取組む大学の裾野を着実に拡大していくことです。文部科学省の調査では、今後知的財産の管理活用体制を整備する予定の大学が170あります(文部科学省「平成20年度大学等における産学連携等実施状況について」より)。その多くは、地域の中小規模大学や美術・デザイン系の単科大学など、地域に根ざした特色のある研究や今後さらなる活用が期待される研究を行っている大学であると思われます。知的財産活動に新たに配分できるリソースが限られている中、これらの大学が持続的に

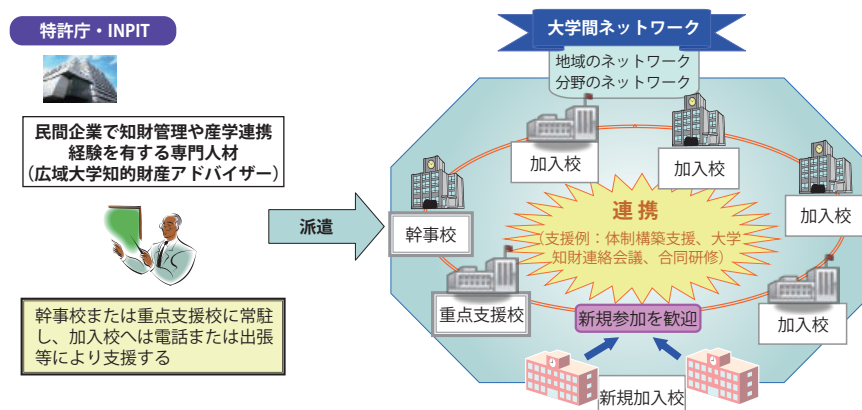


図4：広域大学知的財産アドバイザーの派遣

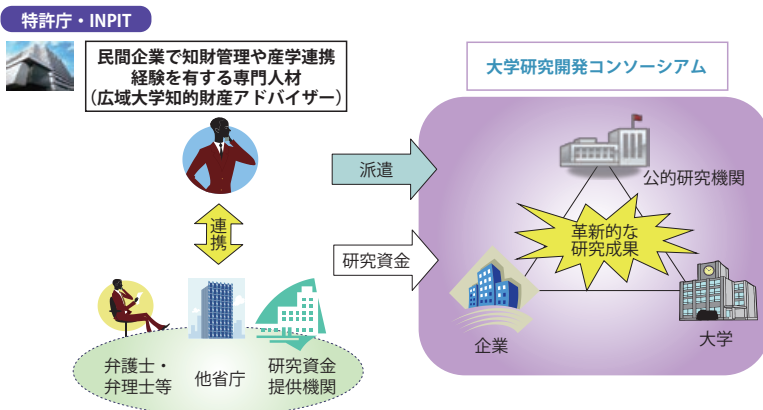


図5：知的財産プロデューサーの派遣

知財活動を行っていくためには、知財活動により大学の特色をどのように活かしていけるのかが鍵になります。このため、特許庁は、平成23年度からINPITを通じて広域大学知的財産アドバイザーの派遣を開始し、大学知的財産アドバイザー派遣事業における経験を活かしつつ、大学間のネットワークを活用しながら効果的な支援を行うことにより、知的財産活動に取り組む大学の裾野の拡大と底上げ図っていく予定です(図4)。

もう一つの柱は、ナショナル・プロジェクト等の公的資金が投入された重要な研究開発の成果が産業界において確実に活用されるよう知財の視点から集中的に支援を行うことです。企業活動のグローバル化に伴う競争激化等を背景にオープン・イノベーションの必要性が高まる中、複数の企業や大学、研究機関等が集まるコンソーシアム形式での研究開発活動はますます重要になってきています。このため、これらの研究開発コンソーシアム等において行われる、公的資金が投入された研究開発プロジェクトに対して、研究開発の初期段階から成果の活用を見据えた戦略的な研究活動、知財活動の支援を行う専門人材を派遣する知的財産プロデューサー派遣事業を平成23年度から本格的に実施して行く予定です(図5)。

## 5. おわりに

日本における産学連携は、米国から20年遅れてようやく本格化したと言われてきました。当初手探りであった大学の研究成果に関する知的財産権の取得・活用も、特許出願の件数をみる限りでは、安定期に入りつつあるように思われます。いわゆる不実施補償のような大学と企業との契約に関する問題も、両者がお互いの立場を理解することにより、

一定の相場観が醸成されつつあるという声も聞きます。

しかし、個別の大学・機関の活動をみると、今後の活動目標とその実現に向けた体制作り等の準備を着実に進めているところもあれば、現在でも手探り状態で、今後の活動の在り方を模索し続けているところもあるようです。また、企業の方からは、現在の大学との関係に必ずしも満足していないというご指摘を頂くこともあります。

少子高齢化が進む中、未曾有の大震災を乗り越えて今後の日本の産業が発展していくためには、大学の知を今まで以上に円滑に産業界につなぎ、これを着実に育てていく仕組みを強化していくことが重要です。企業から漏れ聞こえてくる厳しいご指摘は、大学に対する期待の裏返しであるとも考えることもできるかもしれません。

産学連携の重要な出口の一つが産業界における研究成果の実用化である以上、我が国の産学連携を今後さらに充実していく過程においても、大学が参加した研究の成果を知的財産権として保護・活用していくことの重要性は変わることがありません。今後の我が国の産業の発展に向けて、日本の大学の知的財産活動に対する支援を通じて、特許庁が果たせる役割がまだまだあるのではないかと感じております。

## profile

柴田 昌弘 (しばたまさひろ)

平成10年 特許庁入庁

国際課、経済産業省大学連携推進課、企画調査課への併任、出向を経て、平成23年4月より現職。